

■川口市立青木中央小学校 学校経営方針

I 「学校経営方針」策定に当たっての基本的な考え方

- 日本国憲法、教育基本法、学校教育法、地方公務員法、学習指導要領、その他の関連法規を学校経営の基盤とする。
 - ・公教育の場として、教育目標、内容、方法等の維持向上に努め、服務規律を遵守し、国民の負託に応える学校をめざす。
 - ・第4期教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み。
(持続可能な社会の創り手の育成、Well-Being；幸せ)
 - ・第4期埼玉県教育振興基本計画「豊かな学びで 未来を拓ひらく埼玉教育」(R6~R10)
「豊かな学び」で、県民の誰もが人生や社会の未来を切り拓ひらき、一人一人が豊かで幸せな人生を送るとともに、持続的に発展する社会の創り手となることを目指します。
 - ア 誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進
 - イ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
 - ・川口市教育大綱の基本理念に示された『一人ひとりが輝く、しなやかさとたくましさをそなえた人材を育てる川口の教育』の実現。具体的には、学校の教育力と指導力の向上を図り、子どもたちがのびのびと学べる環境をつくり、知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざすとともに、子どもたち一人ひとりがいきいきと学び、しなやかさとたくましさをそなえた人づくりをめざす。

II 学校教育目標

「かしこく やさしく たくましく」

III 目指す児童像 「自ら進んで行動する子」

IV 目指す教師像 「児童・保護者・地域・同僚に信頼される教師」

〈心構え〉

- 一人一人が「チーム青木中央小」の大切なメンバーであることを自覚し、自分の力を最大限に發揮し、メンバーを思いやり、笑顔あふれるチームづくりに努め、心理的安全性の高いチームをつくる。
- 児童・保護者・全職員・地域の Well-being を高めるよう努める。

V 学校経営方針の重点

一歩前進！チーム青木中央小！

(1) 確かな学力の向上

- ① 授業の充実～わかる喜び、学び合う楽しさ～
○G I G Aタブレット（文房具）の活用
- ② 学習規律と学習意識の確立～認め合い、高め合う学年・学級経営の充実～
- ③ きめ細やかな指導の充実（教科担任制、少人数指導等）
- ④ 家庭学習の習慣化と家庭との連携～学習方略に着目した取組～
- ⑤ 全国学力・学習状況調査、埼玉県学習状況調査等諸調査の経年比較結果に基づいた指導の改善
- ⑥ 全体計画・年間指導計画へのS D G s 視点の位置づけ

(2) 主体的にあたたかくかかわる心の育成

- ① よりよい生き方を追求する道徳教育の充実
- ② 心をはぐくむ体験活動の充実
- ③ 組織的な生徒指導の実施
- ④ 人権意識の高揚（人権教育の推進）
- ⑤ 日常的な読書活動の推進
- ⑥ 特別支援教育の推進

(3) 心身ともに健やかな体の育成

- ① 運動好きな子どもの育成
- ② 健康生活・安全生活への意識の高揚
- ③ 望ましい食習慣の育成（食育の推進）

(4) 機動的、効率的な学校の組織力の強化

- ① 役割と責任を明確にした校務の遂行
- ② 働き方改革の積極的推進
- ③ 学校教育目標の具現化を図る学級経営の充実
- ④ 教師としての資質、指導力の向上

(5) 危機管理の徹底と教育環境の整備

- ① 事故防止の徹底
- ② 火災や事故、自然災害から命を守るためにの実践力の向上
- ③ 潤いのある環境づくり

(6) 家庭・地域、幼・保・中との積極的な連携による地域と共にある学校づくり

- ① 子どもの健やかな成長を図る情報の共有
- ② 学校応援団の充実
- ③ P T A・地域活動への積極的参加
- ④ 9年間を見据えた保幼小中連携教育の推進